

令和2年第2回上毛町議会定例会会議録 (2日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和2年6月4日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆
会計管理者 佐矢野 靖・ 総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 堀 綾一
開発交流推進課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治
長寿福祉課長 垂水英治・ 子ども未来課長 園田秀秋
産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光・ 教務課長 村上英之
総務課主幹 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和2年第2回上毛町議会定例会議事日程（2日目）

令和2年6月4日 午前10時00分 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

○会 議 の 経 過 （ 2 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんにお願いいたします。発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不穏当発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議になりますよう皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは始めます。

ただいまの出席議員は全員です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりです。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では一般質問を行います。

本日の一般質問の質問者は、お手元の議事日程表に掲載のとおり3名です。

質問順は申合せにより、通告書提出順に発言を許可することとします。

本日の会議には、地方自治法第121条の規定に基づく説明員として、さきに配付した各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、一般質問を行います。

本日の質問者の質問時間は答弁を含み30分以内ですので、通告された時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁につきましても、効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に発言残り時間が表示されていますので、残り時間を確認し、時間を厳守ください。

それでは、1番、宮本議員、御登壇ください。

○6番（宮本理一郎君）皆さん、おはようございます。宮本でございます。

それでは始めます。

昨年12月に中国武漢で発生した新型コロナウイルス感染症が、本年1月15日に我が国でも確認され、現在、全世界で拡大してございます。我が国もその流行が下降

気味ではあるとは言え、いまだその渦中にあり、国民の日常生活、経済社会活動、学校・教育活動等、あらゆる面で大きな影響が吹き荒れているのでございます。日常生活のありようを根本から変えねばならないような異常事態と言えるでしょう。緊急事態宣言、外出自粛要請が全国に発令、福岡県は5月14日に解除されましたが、北九州市は第2波の真ただ中に及んでおる。当分は自粛を継続し、厳しさは一向に変わらない状況にあると言えます。

そんな中において、本町は他自治体に先駆けて、住民全員に対し一人当たり2万円の生活給付金を実施、マスクも一人当たり10枚ずつ配布。行政、執行部、町長の早い決断、英断により、住民は恐怖と不安の中にもありながらも、多くの方々から喜ばれ、歓迎されているところでございます。これに関し、町長の英断に対し、心より敬意を表したいと思えます。

今後は、第2波、第3波の感染の波が来ると予想されることから、住民に対して生命と健康の保障をどのようにして確保していくのか、本日、私は短時間ではございますが、感染症に関する問題並びにその影響を大きく受けている学校教育問題の対応についてお伺い申し上げます。

詳しくは自席にて申し上げます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） じゃあ、早速、お伺い申し上げます。

今申し上げましたように時間がございませんから、一問一答のいつもの形式ではなく、私はまとめて御質問申し上げますから、担当課長はお答えいただきたいと思えます。

まず、新型コロナウイルス感染症の対応策についてございますが、本町の現在に至るまでの住民に対する感染症の実態、実情、データがございましたら公表ください。感染症の有無・近隣自治体の有無はどうか。あるいは対応に対する住民からの問合せはどの程度あったのかどうか。また、この感染症に対する検査はどのようにしたら受けられるのか。自分が感染しているかどうか、あるいは家族が、あるいは住民が知りたいときはどのような手を施したらいいのか。

次に、コロナウイルス感染症に対する住民への啓発、広報はどのようになさっているのか。日に日にマスコミ報道が、質的、量的に多くなり、住民の知識、情報量はかなり高いレベルに達しているものと思われていますが、本町独自の具体的な啓発、広報は

どのように具体的になさっているのか。あるいは本町の医療関係施設と保健所の情報についてでございますが、今申し上げましたように、自分や家族が感染症の有無を調べてほしいとき、その連絡方法、そのルートはどのようにしたらいいのか。役場はその仲介をするのかどうか。あるいは、病院、保健所との関係はどのようになっているのか。老人施設の入所者並びに職員の対応策、通所デイサービス、訪問介護等の感染症に対する対応策はどうしてるのか。まず、この辺からお伺い申し上げます。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） それでは、議員御質問の本町の実情は、感染者の有無・他自治体の実情はについて御答弁いたします。

発生状況ですが、5月29日に築上郡内で1名の感染が確認されております。県の公表基準により、市・郡単位での公表となっておりますが、これにつきましては築上町であると公表されております。

また、近隣の状況につきましては、京築保健所管内で3月31日に京都郡で管内初の感染が確認されて以降、現在までに京都郡で5件、行橋市で19件、豊前市で11件、築上郡で1件の計36件となっております。京築保健所管内では、4月16日から新たな感染は確認されておりましたが、5月24日以降、行橋市で2名、豊前市で1名と、先ほどの築上町1名の感染が確認されております。また、大分県中津市では、現在までに7件の感染が確認されております。なお、中津市では4月21日に感染が確認されてからは、新たな感染は確認されておられません。

それから、住民からの問合せということでございますが、対応についての住民からの問合せは特にございませぬ。

それから、検査はどうしたら受けられるのかということでございますが、自分が感染しているか否かについて疑われる場合、まず、保健所が設置しております帰国者・接触者相談センターに電話で相談していただくことになっております。また、発熱やせきなどの風邪症状がある場合、かかりつけ医を受診する場合もあるかと思われませんが、その場合におきましても、直接受診せずに、必ず事前に電話で御相談していただくことをお願いしております。帰国者・接触者相談センターに相談の結果、感染の疑いのある場合にはPCR検査が受けられることとなります。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（垂水英治君）御質問の中の、医療また老人福祉施設ということで御答弁させていただきます。

4月7日の緊急事態宣言と同日に高齢者施設等における感染防止の徹底ということで留意点が示されて、各施設、自治体に対して発動されております。これには、拡大防止に向けた取組とともに、感染者や濃厚接触者等が発生した場合のサービスの種類に応じた留意事項が示され、これを参考に各施設で危機感を持ってサービスの維持、一旦中止の部分、制限すべきサービス等々、各法人、各施設の判断にて協議、取組が進められております。

簡単に申しますと、面会や立入り制限、そして入所者、職員の体調管理、施設内のみならず、送迎、3密の回避とともに、食事、排せつ、入浴、介助の対応等、情報共有の体制も含めまして、担当者、管理者、現場の職員が一丸となって、十分な協議の上で、実施、取組がなされていると聞き及んでおります。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）次に、経済的、日常生活の住民援助の件でございますが、これは、町長が先日、平等に2万円の生活支援金を配布し、マスクも配布し、また、中小の事業者にはそれなりの補償条件を出して提出しているということで、現状のところは良としたいというふうに思います。

次に、今後、第2波、3波が来たときは、この補償に対して複数回お出しする御予定があるのか。また次に、公的施設、道の駅、大平楽、ゆいきらら等の自粛損失分は国が対応してくれるか、あるいは、県、町が補償するものか、この辺の見解。

国の補償枠に入らず、県の補償枠にも漏れて、路頭に迷うような零細企業者がいるようなときは、町としてはどういう手を差し伸べるのかというようなことと、最後に、5月14日に緊急事態が解除されましたが、今後、解除後の住民の啓発、事業をどういうふうに生活していったらいいのか、通常の前生活に戻していいのかどうか。日常生活の在り方、商店の営業、学校、施設等の対応は、今後どうしていくのか。この辺をお聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、私のほうから、今御質問のうちの3項目につきまして御答弁をさせていただきます。

まず、今後の第2波、第3波が来た場合の補償は複数回考えているのかということですが、現時点では具体的なことは申し上げられませんが、仮に第2波、第3波の新型コロナウイルスの感染拡大が起こった場合につきましては、その状況等にもよりますが、ケース・バイ・ケースで考えさせていただきたいというふうに考えております。

それから、2項目めの、公的施設、道の駅、大平楽、ゆいきららの自粛損失分は国が対応してくれるのかということですが、この3施設に対しても、国、県からの支援策ということで申し上げさせていただきますと、まず、道の駅につきましては、現在、国の持続化給付金の申請準備を行っているという状況でございます。

大平楽につきましても、同じく国の持続化給付金、それから雇用調整助成金の活用というようなことで、今、考えられているということでございます。

最後にゆいきららにつきましては、これらの交付金の対象にはなりません。このゆいきらら、それから大平楽につきましては、現在、公の施設の指定管理の基本協定を結んでおりますので、その中で町として負担できる部分は負担させていただこうというようなことで、今回は補正のほうに上げさせていただいております。

最後に、5月14日に緊急事態宣言が解除されたが、住民の啓発、事業者に対する解除後の本町としての対応策というふうなことですが、今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン等の開発ができなければ本当の終息にならないというふうに考えております。ワクチン等の開発までについてはゼロリスクではないということを理解した上で、今回このコロナ禍の状況を、我々一人一人が十分に認識をし、国から示されております新しい生活様式、それから、県のほうから要請をされております解除後の対応というような内容を徹底して守っていくというのが、その対応策というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） それじゃあ、最後に町長。

この新型コロナウイルス感染症について大変な事態になっているわけですが、町の責任者として、地域住民の生命と健康を今後とも町長として保障していく使命感を、一言御披露ください。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君）社会保障ということでございますと、個人的リスクである病気やけが、出産、障害、死亡、老化、失業等の生活上の問題について、貧困を予防して貧困者を救い、生活を安定させるために国家または社会が所得移転によって所得を補償し、医療や介護などの社会的サービスを給付する制度と認識いたしておるところでございます。今回のような緊急事態、あるいは世界規模の不況への備えということになれば、極めてスケールの大きな課題になるというふうに捉えますが、あえて私の使命ということでお答えさせていただきますと、これは目標でもございますが、平時と有事における対応能力に尽きるというふうに考えておりますし、まさに今、スピード感を持ってそれに対処しているところでございます。

それがどうであったかという評価につきましては、今でなくて未来に歴史が判断するものというふうに捉えておりますし、人口増が達成できるという目標に向かって、職員とともに決断力とスピード感を持って、目の前の業務を精一杯遂行していくのみというふうに思っております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）大変心強いお言葉ありがとうございました。どうぞ、今後とも住民の生命と健康のために頑張ってくださいと思います。

続いて、この影響をかなり大きく受けている学校教育の問題でございます。

まず、現状までにおける、学校、授業の遅滞の程度、休校日数、実質授業数、時間数、あるいは、この間実施予定だった学校行事、入学式や卒業式等、どのような対策を取ったのか。

次に、教育格差の実感と実情、そして是正策ですが、休校や遅滞授業による教育格差として現れていないか。都市部と地方学校との教育手法の差が、教育格差として現れていないかどうか。つまりオンライン授業やタブレットの端末授業、教育機器を駆使した授業と、それを使ってない授業との格差はどんなもんか。家庭で勉強する子供としない子の格差がこの期間に出てないかどうか。あとは、分散登校の実施と実態、これは本町ではどういうふうに行っているか。この辺について、まずお答えください。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） それでは、私のほうから、議員御質問の現状における遅滞の程度ということで、まず、休校の日数でございます。

今回の臨時休業に伴う休校日数と遅滞授業時間数につきましては、小・中学校と若

千異なりますが、さほど差異はございませんので、小学校6年生を例に休校日数と遅滞授業時間数の順に報告させていただきます。

令和元年度分になりますが、3月ということですね、10日の60時間。令和2年度分4月になります、4月で15日の90時間。5月で11日の66時間。合計で36日の216時間となります。

この間、実施予定であった学校行事、入学式等、どのような対策を取ったかという御質問でございます。現時点での状況になりますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大に係る令和2年度行事等の対応について、主なものについて答弁させていただきます。

まず、中止としたものとして、PTAの総会。例年4月に行っておりますPTA総会ですが、役員会等において、総会を省く形で書面開催で開催しております。

次に、歓迎遠足。4月開催分になりますが中止をしております。校内で3密にならないような形式で歓迎集会を行う計画でございます。

運動会、体育大会、5月実施予定は3校ございますが、例年行っていた形式ではなく、感染症の状況を見ながら、スポーツ集会等の形式で実施ということで予定をしております。

集団宿泊体験につきましては、これに代わる企画を実施したいと考えております。

次に、延期したものにつきましては、入学式を4月の9日、10日に実施予定でしたが、6月1日午前中に小学校、午後に中学校を、規模を縮小して実施しております。

それと、修学旅行ですけれども、春実施の小学校2校を含めた部分で、全小中学校、秋から冬にかけての延期というふうになっております。

次に、教育格差の是正策ということで、休校、遅滞授業により、教育格差として現れないかでございます。

現段階では、福岡県内においては、おおむね同じ状況でございます。都市部と地方学校との教育手法の差が教育格差として現れないか否かでございますが、先ほども言いましたように、県内ではおおむね同じ状況であると思われませんが、日本全国を考えると、現段階では、岩手県をはじめほぼ授業が予定どおり行われている自治体との間で格差が生じていると思われれます。しかしながら、今後、夏季休業日の短縮等の措置を講じて、格差を埋めていこうと考えております。

次に、オンライン授業、タブレット端末の配付、教育機器を使った本町の実情はでございますが、オンライン授業につきましては、現在、本町においては議員各位の御理解を頂き、ICT環境の整備を図っておりますが、先の全協でも説明しましたように、現在、整備を進めているのは学校内における整備が主であり、オンライン授業等を行える整備まではできておりません。そこで、本町の実情としましては、臨時休業期間中複数回にわたり、学校でそれぞれの学年に合った課題を作成し、家庭訪問等を行う中で、児童・生徒に配付し、できた課題については提出をしていただいております。

次に、家庭で勉強する子供としてない子供との格差は現れているのかでございます。

家庭における保護者の支援の在り方や子供の意欲により、少なからず格差は生じていると思われまふ。その部分の補充は、今後の学校での指導により補っていくよう校長に指導しております。

次に、分散登校の実施と実態はでございますが、分散登校ですが、小学校では、5月19日から22日の4日間の中で、登校班を単位としてクラスを二グループに分け、一つのグループが2日に1回の割合で登校しております。中学校については、20日から22日の期間の3日間の中で、学年別に登校しております。

また、健康チェックということで、登校前に各家庭において検温していただき、検温カードに記入し、学校に提出をしていただいております。また、未提出の児童・生徒に対しましては、学校において検温し、体調管理の把握に努めております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）次に、6年生と中学3年生の受験生対策でございますが、休校が非常に長かったために、本人たちがかなり心配して、精神的ケアとか安心対策が必要ではないかというふうに考えるんですが、内申書の比重が大きくなるんでございましょうか。その点を一つ。

もう一つは、高校側ですけれども、一次の筆記試験は比重を軽くして、面接、感想文というような二次試験はあり得るのか。入試までに今まで遅れた遅滞分の授業は取り戻せるのかどうか。あるいは、今後の学校行事の進め方で、3密、密集、密接、密室を避けた実施はかなり工夫が必要ではないか、これが可能かどうか。

授業と給食は、最低限、発症以前の定型に戻すことは可能なかどうか。あと、マ

マスク使用による、今後、夏場に向かって熱中症の危険性が大きいと言われてます。特にマスク使用の体育教育は、激しい動きに注意しなければならないという情報もあります。この辺の対応はいかがでございましょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） それでは、まず、受験対策ということで、内申書の比重が大きいのではないかと、高校側の1次の筆記試験は比重を軽くして、面接、感想文という試験はあり得るかということですが、受験対策につきましては、文科省のほうから、来年度の高等学校入学者選抜においては新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業が実施されたことを踏まえ、受験者が安心して受験に臨めるよう配慮することを、都道府県教育委員会宛てに通知しております。

具体的には、入試の出題問題、範囲や内容、出題方法について、不利益にならないよう適切な工夫を講じること。例えば工夫例として、地域の学習状況を踏まえた範囲、選択できる出題方法、面接や作文等の学力検査以外の方法を用いて選考を行うことなどが挙げられております。

次に、3密を避けての実施はかなり工夫が必要ではないかということですが、

空き教室や廊下等のオープンスペースを活用するなど、3密を避ける工夫を行い実施するというのを、各学校長のほうから報告を受けております。

授業と給食は、最低限、発症以前の定型に戻すことは可能かでございます。

学校再開に伴い、5月25日から、授業と給食は3密をできるだけ避ける工夫を行い、実施しております。

次に、マスク着用による、熱中症の大きい、特にマスク使用での体育授業や激しい動きに注意が必要ではという御質問ですが、スポーツ庁の通知を受け、運動中のマスク着用は必要ないこと。保護者や児童・生徒からの希望で着用する場合は、医療用や産業用のN95マスクなどは着用しないように学校のほうに指導しております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。残り5分です。

○6番（宮本理一郎君） それでは、最後に教育長にお伺い申し上げます。

5月27日、先日、政府与党はこの秋からの9月新学期構想を見送りましたが、本地区の教育責任者として、今後この9月新学期構想という問題について、ありやなしや、その辺の御見解をお示しください。

○議長（宮崎昌宗君）教育長。

○教育長（道免 隆君）それでは、議員の御質問に御答弁を申し上げます。

国際化が進展する中で9月入学というのは世界標準、いわゆるグローバルスタンダードということになっております。国立大学協会の調べでは、67.8%の学生がいわゆる帰国後に留年する可能性があるということで、ちゅうちょしているというような結果も出ています。そのような点。

それから、いわゆる高校、大学の入試のときが、ちょうど積雪やインフルエンザの流行等の影響を受けるということを考えますと、9月入学というのはメリットが大きいいというふうには考えております。

しかしながら、この実施に当たっては30を超える関連法の改正、あるいは会計年度とのずれ、あるいは就職や入試の関係等々クリアしなければならない課題がたくさんございます。

したがいまして、いわゆる短期間でこの問題を十分な論議なく進めていくことには反対でございますが、やはり先ほど言いましたように、こういった9月入学は今から10年前もそういった論議があっております。そのときも十分な論議の中で、やっぱり見送ったという経緯がありますが、それから、まだ今、国際化はさらに進んでおりますので、今後に向けては論議の必要があるのかなというふうには考えているところです。

それから、今、学校は新型コロナウイルスの感染防止、あるいは臨時休業によって失われた学びの補償に向けて、校長を中心として精いっぱい力を注いでいる段階ですので、今回このようなものを見送られたということで、一安心をしているところです。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）終わります。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員の質問が終わりました。

2番、廣崎議員、御登壇ください。

○5番（廣崎誠治君）皆さん、おはようございます。

私は、今回、豊前市、吉富町との広域行政についてと、野外スポーツ、遊具等を含めた屋外施設の振興について質問を行いたいと思います。自席で一問一答で行いますので、御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）豊前市、吉富町との広域行政についてですが、4月7日の議会全員協議会での町長の発言を聞きますと、し尿処理対策は現在の組合構成である吉富町に新たな豊前市を加えて検討していたわけですが、豊前市と一緒に行わず、現在の構成町である吉富町との共同事務と結論が出ているように私には捉えられたんですが、間違いないかお伺いします。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）議員御指摘、豊前市と一緒に行わないと捉えられたという意味が私には分かりませんし、「豊前市と一緒に行わない」という発言を一度もしたことがございません。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）町長の発言で、私がなんでそういうふうに判断したかというのと、2月26日の組合議会の発言もあつたんですよね。こういう発言をしております。「豊前市を見ますと、経常収支が100%あると言われております。そういう中に取りあえず入ろうというのは、私はいかがなものかと思う」「企業で言うと、倒産しているようなところに取りあえず入っていく。入り口を低くしているのでランニングコストが下がりますよと言ったら、これもかかりました、修繕費もかかりましたと言われたときに、我々は住民にどういった説明ができるのかと懸念される」と、こういうことを言ってます。

これと、あと「上水道を使用することに関して懸念をしている。もうこれは、いかがなものか」という形で言って、豊前市はこの方式でやっていますので、その点どうですか。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）それは、あくまで言葉の切取りだというふうに思っておりますし、前後の発言がございまして、豊前市と一緒にあって現在の吉富と共同処理をしているランニングコストよりも1,000万も上がるというのはいかがなものかということで交渉をしているということは伝えておりますし、水不足が起きたときに水道企業団から頂いている水を、し尿に17倍に希釈して、それを、じゃあどうやって、そういう不測の事態が生じたときに住民に示しがつくのかというような発言はした覚えがございません。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）町長は3月末までに結論を、大体出すというようにおっしゃってましたよね。それが結論はどんどん延ばしてるわけですけど、こういうこともおっしゃってますよね。「選択肢は大きく言って三つある。一つは、この組合を、知恵を絞って維持していく。共に他団体に加入していくこともあるだろうし、3番目はあんまり好ましくありませんが、別の道を歩んでいく」こういう発言もしてますんで、町長は現行の広域で行うのか、単独で行うのか、どうするのか、改めてお尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）それも、やっぱり言葉の切取りだと思いますし、一番最初に述べておりますのは、あくまで吉富と上毛でやってるし尿処理でございますので、共同処理の中で進めていくところに二つの町で検討していくということを述べておるといふふうに思います。何も検討もせずランニングコストが上がるというのは住民に示しがつかないと、普通はスケールメリットが出るべきで、少しは下がるんじゃないかと、そういう交渉を今しているところだと申し上げております。

それが、それ以外に50年も前の方式じゃなくて、今、新しい方式もありますから、そういったことをゆっくり視察してということで申し上げておりましたが、今回のようなコロナの関係で、今、県をまたいだ移動ができないということでございます。視察が遅れているということは、吉富の花畑町長とも十分に今話しているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）それでは、この結論というのはいつまでに出すつもりですか。いつ、1年中とか、今年度中とか、そういうことですか。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）これは、し尿とごみも含めて非常に安くなる方式がございますので、それをしっかり、今、視察・調査を進めていこうということで、吉富の町長と話をしております。そのタイミングがいつかと言えば、今の状況を見れば、非常に、直ちにとすることは難しいのかもしれない。

昨日、豊前市さんのほうからごみの件で、清掃施設組合のほうで7月にごみの視察に行きたいということで、バス1台にみんな乗って行こうというような話がありましたので、それは今の時期いかなものかと答えております。もし行かれるのであれば、

それぞれが公用車別々で、最低限の人数で視察するべきではないかというふうにも答えておりますし、し尿においても、そういうふうに団体で、一個連隊で行くんじゃなくて、吉富と上毛と最低限の町長と事務局ぐらいでまずは行こうかなというふうな話をしているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） それでは、町長が考えている新しい方式ですね、ごみとし尿と合わせて処理する方式を、視察研修が終わった後に判断するというでいいんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） ですから、何度も申し上げておりますように、ランニングコストが1,000万も上がるということは住民に示しがつかないということで、その辺の交渉もでございますし、それも含めて調査したいということでございますので、今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） そうですね。し尿に関しては投入量で言うと、上毛町が63、吉富町が37という形になってますので、当然、上毛町が多く出さないといけないようになるとは思いますが、今回これでこの問題は終わりたいと思っております。

それでは2番目、野外スポーツ、遊具等を含めた屋外施設の振興についてお尋ねいたします。

屋内スポーツの拠点は、ぜいたく過ぎると思っておりますけど、建設計画が予定されている新体育館であろうかと思っておりますが、屋外で行われる他のスポーツ、テニス、サッカー、フットサル等々の振興はどのように考えているのかお尋ねします。また、その拠点はどこになるのか。前回の質問では検討するとあったんですが、もっと前向きな考えにならないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 議員御質問の屋内スポーツの拠点に係る部分での答弁をさせていただきます。

まず初めに、新たに建設する体育館については、従来の箱型の体育館とは異なり、生涯スポーツを推進するとともに様々な出会いと交流を促進することで、定住人口の増加につなげる地域コミュニティーを助成する体育館でありますので、先ほど議員がおっしゃいました「ぜいたく過ぎる体育館」という表現につきましては、ぜひ誤解の

ないようにお願いいたします。

さて、これまで機会があるたびに何度も御説明をしておりますが、新体育館の建設を計画しているトレーニングセンター周辺を屋内体育施設の拠点と位置づけ、屋外体育施設については、多目的運動広場周辺に集約していく方針でございます。

また、屋外体育施設の整備につきましては、引き続き関係課と協議しながら、競技種目、整備時期など総合的に検討をして方針を固めていき、その方針に沿って実施していきたいと考えています。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 体育館が出来上がった後については、こちらのほうにぜひとも力を入れてやっていただきたいと思います。教育長の考えはいかがですか。

○議長（宮崎昌宗君） 教育長。

○教育長（道免 隆君） 今、課長が申し上げましたけども、本当に以前から、屋内はげんきの杜周辺、そして、屋外については、こちら側ということで、整備を進めていくということでお話をしていました。やっぱりスポーツも多種多様なスポーツがございます。屋内に限らず、屋外もきっちりと住民の方々がスポーツに親しむ、そして、触れ合いの場をつくるというようなことは大事なことだと思いますので、前向きに整備に向けて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） ぜひともやっていただきたいと思います。

それでは、2番目ですね。これは体育館の建設の関係で、広報に図面が載って金額も24億円ぐらいかかると。維持管理費も四、五千万かかるという形になると。

ある若いPTAの方がこういうふうにおっしゃってました。中津市の大貞公園にすばらしい遊具がある、子供が遊べる場所がある。上毛町の子供も大変いっぱい遊びに行っているということで、ぜひいたくな体育館もいいけど、もう少し規模を縮小して、上毛町もこのような遊具のある公園は造れないのかというような形の質問も受けました。

私の孫もここによく遊びに行っております。上毛町にはこれと同等の遊具を取り入れた公園はないと思いますけど、今現在あるのは、どことどこですか。

○議長（宮崎昌宗君）建設課長。

○建設課長（尾崎幸光君）遊具のある公園はということで御答弁させていただきます。

中津市の大貞公園の遊具よりは規模は小さいのですが、町内にも遊具を設置した公園はございます。議員、御存じだとは思いますが、牛頭天王公園につきましては平成29年度に遊具の更新を行いまして、幼児から児童までが遊べるものとして滑り台が3基ついた遊具、それから、幼児用の遊具、それとロープウエーがございます。また、大池公園のアスレチック広場にも滑り台がついた遊具とブランコ、それからロープウエーがございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）これは町長にお願いです。中津の大貞公園に行ったことあると思いますけど、こういうようなすばらしい遊具がそろったような公園をぜひ造っていただきたいんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）中津の大貞公園は、私も何度か行ったことがございますし、議員御指摘の部分は、高尾山の滑り台のことを指しておられるんだろうというふうに思います。

確かに、私もそれを、滑り台を職員と滑ってみましたし、非常にぜいたく過ぎる遊具だなというふうにも思っておりますが、上毛町にも牛頭天王、大池公園、すばらしい公園がありまして、中津の方々もたくさん来ていただいております。毎日、私も歩いているので、大体、どれぐらいの方が来てるかということも把握しております。今後ぜいたく過ぎる遊具かどうかは分かりませんが、それは別として、また遊具に限定せずに、多くの皆さんに愛される公園となるために整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

まず、その前にトイレが非常にないと。牛頭天王につきましてはまだ昔のトイレになっておりますし、大池公園もあの広い中で使用できるのはほとんどないということでございますので、そこを第一弾としてトイレだけでも整備して、その次の段階になるだろうというふうに思っていますので、もう少しお時間を頂きたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）そうですね。トイレの後には、ぜひともやっていただきたいと思います。

私の質問を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は10時55分です。

休憩 午前 10時44分

再開 午前 10時54分

○議長（宮崎昌宗君）それでは、皆様おそろいですので、休憩を解き、会議を再開いたします。

3番、茂呂議員、御登壇ください。

○10番（茂呂孝志君）私は、上毛町立体育館建設、健康増進施設解体後の災害時の避難場所の確保について、町長に質問いたします。

まず、体育館建設についてお伺いいたします。

今回の上毛町立体育館建設の設計業者選定はプロポーザル方式が導入され、第1次審査が昨年5月下旬、第2次審査のプレゼンテーションは7月に開催され、設計業者は東京都に事務所がある株式会社NAP建築設計事務所に決まりました。

昨年4月に町が作成した基本設計業務公募型応募要項には、事業費は消費税込みでおおむね18億円、施設全体規模については、昨年3月に教育委員会が作成した建築基準構想に延べ床面積が3,500平米から4,000平米程度、米印で上毛中学校体育館同等規模と記されており、箱型体育館建設を考えていたようですが、現在ではコミュニティ型体育館、延べ床面積が4,550平米、事業費は消費税込みで約26億円となっています。

そこでお伺いいたします。

1、設計契約業者、株式会社NAP建築設計事務所がプレゼンテーションで示した建築面積、延べ床面積と本体工事費、外構工事費はそれぞれ幾らでしたか。また、体育館建設の規模による超過負担の心配はないのですか。

2点目、設計契約業者、株式会社NAP建築設計事務所がプレゼンテーションで示した内容から計画変更を行ったときの打合せ記録は存在しないということですが、この計画変更は、いつ、誰が、どこで行ったのですか。また、計画変更の前の事業費から比べて幾ら増えましたか。

3点目、盛土に係る工事費と、盛土の効果についてお伺いいたします。

4点目、年間の維持管理費四、五千万円の内訳と、当初の建物の維持管理費の見込

額は幾らでしたか。

5点目、第2次審査を受けた6業者で、プロポーザルに参加表明した後に、町に指名願いを提出した業者は何業者ありましたか。

6点目、令和元年12月発行の上毛町防災マップに、上毛町立体育館建設場所は、佐井川の氾濫により浸水区域となっているが、なぜ浸水区域に体育館を建設するのですか。

7点目、上毛町立体育館本体工事と外構工事以外の工事名とそれに係る工事費は幾らを見込んでいますか。

最後に、健康増進施設解体後の災害時の避難場所の確保について伺います。

令和元年12月に発行された上毛町防災マップには、洪水ハザードマップ（想定最大規模）の全体図が示されています。これを見ると、上毛町立体育館建設場所とげんきの杜及び唐原コミュニティセンターは浸水区域となっている。町は健康増進施設解体後の避難場所の確保をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

以上、2項目の質問に対し、明確なる答弁を求めます。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君） それでは、私のほうから上毛町立体育館建設についてということで、まず1番目の、設計契約業者株式会社NAP建築設計事務所がプレゼンのとときに示した建築面積、延べ床面積と本体工事費、外構工事費は幾らでしたか、体育館の規模による超過負担の心配はないかについて御答弁させていただきます。

まず、延べ床面積につきましては、上毛町立体育館建設基本構想に掲げた上限4,000平米以内で提案されております。具体的な数字につきましては、現段階においては体育館建設の実施設計を策定しているということもあり、実施設計の面積が確定する前に様々な数字が一人歩きするという事は、当該事務事業の適切な遂行に支障があると考え控えさせていただいております。

次に、建築面積、工事費ですが、これらについてはプレゼンテーションにおける提出要件となっていないため、情報はございません。

次に、体育館の規模による財政負担につきましては、できるだけ町負担の軽減をするため、国の交付金や起債を活用するとともに、町の基金や他課の事業とのバランスなども考慮しながら、関係課と調整を行っております。

次に、2番目の質問です。

設計業務委託業者株式会社NAP建築設計事務所がプレゼンのときに示した内容からの変更計画を行ったときの打合せ記録が存在しないというが、この計画変更は、いつ、誰が、どこで行ったか。また、このときに事業費は幾ら増えたかについてです。

御答弁させていただきます。

設計業務委託業者株式会社NAP建築設計事務所がプレゼンテーションで提案した設計内容と、今回完成した基本設計の内容が変更となっているということについては、上毛町立体育館基本設計業務契約を、締結から完成までの約6か月間、事業担当課である教育委員会をはじめとする上毛町役場、建築関係の専門知識を備えた学識経験者、関係団体の代表者等で組織された新体育館造り懇談会、設計業務委託業者である株式会社NAP建築設計事務所等々様々な関係者が参加し、多くの打合せを行った中で調整を重ねた結果、変更されてきたものでありますので、このため、いつ、誰がといった、限定的な表現はできません。

また、上毛町立体育館基本設計に係る打合せは、内容によって様々な参加者で様々な形で行われており、この中には、打合せ記録がある打合せもあれば、打合せ記録のないものも当然ございます。茂呂議員がおっしゃった「打合せ記録が存在しない」ということについては、以前請求のあった情報開示の回答によるものと推察されますが、当該請求のあった打合せについての記録は存在しなかったということで御理解ください。

次に、事業費が増額となることにつきましては、2月の議会全員協議会でも御説明しましたとおり、新しく建設する体育館は単なる箱型の体育館ではなく、交流を促進するコミュニティー型の体育館であり、先ほど申し上げた懇談会等々での住民の声をできるだけくみ上げ、施設の内容面も含め検討し反映させております。

さらに、面積の増加でなく、資材単価や人件費の高騰などにより、最終的に約8億円の増加を見込んでおりますが、あくまで概算であるため、今後、実施設計を策定する中で詰めていきたいと考えております。

次に、盛土に係る工事費と効果でございます。

まず、盛土の概算工事費として、7,400万程度見込んでおります。ただし、基本設計段階の概算であるため、今後の実施設計の中で詰めていきたいと考えております。

次に、効果としては、専門家によると平均2度前後、夏場のピーク時には4から5度程度下がると言われています。また、恒温性、恒湿性にも効果があると言われてお

り、快適性の向上に期待ができるとともに、ランニングコストの軽減につながると考えております。

次に、年間の維持管理費四、五千万の内訳と、当初の建物の維持管理費を幾ら見込んでいましたかでございます。

体育館の維持管理費については、実施設計が完了するまでは設備など具体的な根拠となる数字がないため、げんきの杜の指定管理料を参考にしております。このげんきの杜指定管理料に加えて、盛土の草刈りを含む植栽管理やメンテナンス作業のほか、トレーニングルーム、カフェ、キッズスペース等の運営、その他イベントの実施などに係る人件費等々として1,000万円程度を想定しており、合わせて四、五千万を見込みとしておりますが、運営につきましては指定管理者制度の導入を考えておりますので、自主事業をしっかりと企画していただき、少しでも指定管理料の軽減に努めていきたいと考えており、今後の実施設計の策定と合わせて内容を詰めてまいります。

次に、第2次審査を受けた6業者で、プロポーザルに参加表明した後に、町に指名願いを提出した業者は何業者ありましたかという御質問です。

プロポーザル参加表明を提出した後に指名願いを提出した業者は、6社のうち4社となっております。

次に、令和元年12月発行の上毛町防災マップに、上毛町立体育館の建設場所は佐井川の氾濫による浸水区域となっているが、なぜ、浸水区域に体育館を建設するのかでございます。

町の防災ハザードマップは、総合グラウンドの一部、山側の外側は浸水区域となっておりますが、体育館建設場所及び周辺道路は浸水区域に入っておりませんので、再度、御確認のほうをお願いいたします。

また、体育館建設場所の選定につきましては、何度も機会があるごとに申し上げておりますが、町の定住ゾーンにおける魅力ある施設の一つとして、農業者トレーニングセンター跡地に整備する考えであることや、災害時の避難場所として指定されているげんきの杜と連携による避難所機能の強化を図ることなどを理由とするものです。

最後になります。本体工事、外構工事以外の工事名と、それに係る工事費は幾ら見込んでいますかでございます。

本体工事費と外構工事費以外の工事についてはこれから計画してまいりますので、現時点でお示しできる数字はございません。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君） それでは、議員御質問の令和元年12月に発行された上毛町防災マップの中に、洪水ハザードマップ、想定最大規模の全体図が示されています。この中で、上毛町立体育館（仮称）建設場所とげんきの杜及び唐原コミュニティセンターは浸水区域となっています。健康増進施設解体後の避難場所の確保をどのように考えているのかという御質問につきまして、お答えをさせていただきます。

平成28年11月に改訂をさせていただきました上毛町地域防災計画におきまして、避難所としている施設につきましては、げんきの杜、たいへいの里（大平支所）、それから、唐原コミュニティセンター、南吉富小学校講堂、西吉富コミュニティセンター、上毛町健康増進施設、最後に上毛中学校、以上7施設となっております。なお、唐原コミュニティセンターにつきましては、山国川に伴う災害時につきましては、避難所の指定はしておりません。

御質問の健康増進施設解体後の避難場所の確保をどのように考えているのかということですが、災害時においては、ただいま申し上げました上毛町健康増進施設を除く6施設への避難誘導を行うということで考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） それでは、延べ床面積についてお伺いいたしますが、4,000平米以内ということであります。

これは以前、私が試算したものをお渡ししたと思いますけれど、私は1,241平米増えていたのではないかなと思うんですが、実際に延べ床面積は、当初のNAPさんがプレゼンで示した延べ床面積から比べて幾ら増えていましたか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君） 基本構想と基本設計を比較した場合、延べ床面積の増加につきましては、約900平米となっております。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 応募要項で、大体3,500平米から4,000平米程度と、体育館の規模がなってますよね。それで、大体、プレゼンテーションのときに、これは仮ですが、3,500平米を割っておれば、本来であれば、これは第1次審査ではねら

れるという数字なのかどうか。3,500平米ですから、そのとおり取れば3,500平米以下では、私は1次審査は通さないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） プレゼンのそもそもの目的が業者を数字だけじゃなくて、その中身ですね、中身を見て、それで業者を決める手法ということでございます。議員さんが言われてますように、3,500から4,000の間じゃなければ駄目なのかという御質問ですけども、一応「程度」とつけてますので、その3,500から4,000平米程度をベースにさせていただいて、それで、あとはプレゼンした中身で業者のほうを選定したということになります。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 明確に3,500平米から4,000平米程度ですから、これは正確に理解すると3,500以下は失格だと私は思うんですね。ですから、3,500平米程度なら3,500平米以下でも私はクリアすると思うんですが。ですから、事業費も「おおむね」とつけていますから、おおむね18億と書いていますから、私は事業費は18億前後に町は提示したと考えるんですが、そういう意味から考えると、3,500平米以下では、私は1次審査は通らないと思うんですが。

大体、そういうふうに理解しますが、どうですか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 3,500から4,000平米程度というのは、先ほども同じ答弁になりますけども、そのような中でということになるろうかと思えます。

実際、プレゼンしていただいた業者全てその範囲の中で出させて提案をしていただいておりますので、何も問題はないと思えます。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 6業者3,500平米以上だということで、今、答えがありました。それで、延べ床面積を具体的に言われたいんですけども、町がこの応募要項を作ったときに参考にした自治体はどこですか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 参考にした自治体ですけども、全協のときに説明したときに、配付した資料に、概算工事費の18億円、ただし、それは工事費を確定するものではございませんという説明を私は申し上げました。そのときにお示した資料の中に、全

国のそういった体育館、箱型になりますけどもそういった体育館、どこどこの体育館という資料はお示しをしております。そういったところを参考にしております。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）では、そういう自治体、参考にした自治体ですよ、それはプレゼンテーションで示した業者の数字を公表しないということでもありますか。参考にした自治体は、プレゼンテーションで業者が示した数字がありますよね。それを公表しないとなっていますか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）プレゼンにつきましては応募要項には書いてありますけども、要は、特定者、それと次点者のみの公表というふうに、プレゼンの応募要項の中には書いておりますので、どういったことを公表するとかしないとか言われているのかが、ちょっとよく分かりませんが。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）ですから、私は延べ床面積はNAPさんが幾らを示したのかお尋ねしたんですが、4,000平米以内ということで、具体的に示せませんのでお尋ねしてるわけですが。今、築上町が庁舎建設を行っています。これもプロポーザルで行ったわけですが、この審査員名と審査結果については、審査員名は公正を期すために公表してますし、審査結果については町のホームページで公表するという事になっています。

それから、これは平成27年の話ですが、福岡市の市営板付南住宅6棟耐震改修事業審査公表は業者が示した提示価格を公表してます。こういうふうに公表してるんですよ。ですから、私は上毛町はなぜNAPさんが、全ての業者を公表しなさいとは言いませんけれども、NAPさんが示した延べ床面積は公表できないのか、その点をお伺いしているわけですが。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）こちらは、ほかの自治体がどういうふうなやり方をするのか、結果はという部分については、そこそこの自治体の考え方があろうかと思えます。うちは今回プレゼンした要件の中には、その結果については特定者と次点者しか公表しないと。要は名前ですね、それと住所。それ以外は公表する要件のほうに入っておりませんので、ということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）公表しない理由をお尋ねしているんです。例えば、指名競争入札した場合には、入札結果については業者名と金額を公表します。なぜ、プロポーザルで上毛町の場合は、よそは公表してますが、上毛町の場合は公表できないのか、再度お尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）先ほど来から言ってますように、実施設計の面積が確定する前に様々な数字が独り歩きするということがございます。そういった可能性もあるということで、そもそもプレゼンは先ほども言いましたように、あくまでも業者選定の手法であり、そこで提案された細かい数値について比較するものではないということですので、その点はそういった意味で公表してないということで御理解ください。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）計画変更で打合せ記録がないということですが、私が情報開示請求したときに、記録が存在しないという回答がありましたんでね。私はこのときには閲覧させてほしいということで、そういうあれで開示請求したわけですが、なぜ、一部でもあれば閲覧させなかったのですか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）先ほども答弁しましたように、打合せによって様々な打合せの方法とかがあります。当然、打合せ記録があるもの、ないもの等、ございます。あれば出します。ないものを出せと言っても出すことはできませんので。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）じゃあ、町長にお尋ねしますが、打合せ記録がどの程度あるのか分かりませんが、内容によっては業者さんとの間で意見の食い違い、認識の違いがあって、トラブルが生じるようなことがないのかな、こういうことは心配されないのかどうか。

そういう打合せ記録のあるもの、ないものがあるという不十分な中で決裁されたようですが、後でトラブルが発生するようなことはないですか。心配ないですか。

○議長（宮崎昌宗君）教育長。

○教育長（道免 隆君）私のほうから答弁させていただきますが、今言った打合せ記録

は先ほど課長が言ったように、様々な場面で打合せを行っています。中には電話による担当者同士のやり取りも含めてですね。懇談会等必要な部分についてはしっかり記録を取っておりますので、必要なものは記録としてあるという御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。残り5分です。

○10番（茂呂孝志君）必要なものは記録として取ってあるということですので、今後また開示請求して閲覧させていただきます。

それから、いつ、誰が、どこで決めたのかということですが、限定できないということですかね。これは決定機関で決めたんじゃないでしょう。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）先ほども言いましたように、事業担当課である教務課、教育委員会をはじめとする関係課及び学識経験者、関係団体の代表者、組織された懇談会、それと業者など様々な関係者が参加し、多くの打合せを行っています。その中で調整を重ねた結果、今のような形になっておりますので、議員が言われますように、この計画の変更は、いつ、誰が、どこで行ったかという、そういった限定的な表現はできません。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）非常に分かりにくいんですが、こんな8億円も増加するような工事変更を、いつ、誰が決めたのか限定できないようじゃあね、ちょっと考えられないんですが。

時間の都合もありますので次に行きます。

盛土に係る工事費が聞き間違いかもしれませんけれども、基本設計では7,460万とお聞きしたんですが、この数字ですか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）先ほどの質問のあれになりますけども、いつ、誰が、どこでといった部分なんですけど、やっぱりいいものを造ろうと思って、みんな一生懸命知恵を出し合ってやっていますんで、そうやった何ていいですか、多大な金額がかかるのにそういった曖昧な打合せとかでいいのかと、そういった言い回し方はやめていただきたいと思います。みんな一生懸命やっています。

盛土の部分についてですけど、先ほど言いました7,400万程度というふうにしてます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私の質問に答えてないところが一つあるんですが、前の建物の維持管理費は幾らだったんですか。プレゼンテーションで示したときの建物の維持管理費は。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）プレゼンのときに維持管理費は出していません。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）それで浸水の区域ですが、ハザードマップを見る限りではね、岩瀬川を境にあそこには黄色の色がありますよね。ですから、最大で50センチ未満ということになってますけれども、そういう状態の中で、設計業者のほうから浸水のことについて、質問なり助言はありませんでしたか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）協議する中で、水害対策として対策を講じる予定です。というのが、現在の地表面から50センチから1メートル程度かさ上げをして、その上に建物を建てるということを、今現在、計画しております。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）かさ上げということですよ、周囲が浸水するわけですから、いくらかさ上げしても周囲には水が流れているわけですから、私は災害時には非常に困るんじゃないかなと思います。

それで、もう時間もありませんので、健康増進施設の解体後の避難場所の確保ですが、唐原、災害の氾濫、それから、山国川の氾濫のこの危険が生じる場合に、唐原、西吉、こういうところが避難します。そうした場合に1,000世帯を超えます。こういうところに体育館を建てるということは、非常に私は場所的に問題があるのではないかなと思います。場所を再考していただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）いいですよ。

○教務課長（村上英之君）ハザードマップは先ほど言いましたように、総合グラウンドの一部は浸水区域となっておりますが、体育館の建設場所は浸水区域のほうには入ってお

りませんので、その点、御確認のほうをお願いします。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員の質問が終わりました。

以上で本日の一般質問は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 11時24分